

新潟県湯沢町
「地域おこし協力隊員（農業分野）」募集要項
(令和5年度募集)

湯沢町は、新潟県の南部に位置し、上越新幹線や関越自動車道など高速交通環境に恵まれていることから、多くの方々が訪れるスキーや温泉の観光業が主幹産業の町です。

農業においては、ブランド米である「南魚沼産コシヒカリ」を中心とした水稻栽培が中心で、生産者の多くは兼業農家です。しかしながら他地域と同様に農家の高齢化が進み、農業の担い手不足や、耕作放棄地の増加が課題となっています。

そこで湯沢町では、地域農業の振興および更なる発展を図る人材として、住民や町内事業者と一緒に地域活性化を目指す「地域おこし協力隊（農業分野）」の隊員を募集します。

1. 受入先及び活動概要等

以下の受入先で活動をしていただきます。応募段階で希望受入先を選択してください。

(1)「農事組合法人 滝の又農産」(体験工房「大源太」)

【活動概要】

- ・そば打ち等魚沼地域の食文化の体験施設「体験工房大源太」の企画・運營業務(講師として利用者の対応をしながら、自身のそば打ち・調理スキルの研鑽等も行います)
- ・そばやかぐら南蛮等の園芸作物の「生産」「収穫」「加工・販売」およびブランド化への取組
- ・ブランド米である南魚沼産コシヒカリの生産・販売および補助

【求める人物像】

- ・地方移住や農業、特にそばやお米に興味があり、いずれは自分の飲食店を持ちたいと考えている方
- ・ブランディングやマーケティング等に関心があり、農作物やサービスに付加価値をつける意欲がある方
- ・誰にでも明るく挨拶でき、真面目に現場で取り組める方

【募集人数】

1名

【受入先】

農事組合法人 滝の又農産 (湯沢町大字土樽1810番地20)

体験工房「大源太」 (湯沢町大字土樽6399番地1)

【受入日】

令和5年5月1日頃(以降随時募集・着任)

※移住の都合や住居の確保の状況等で前後する場合あり

(2) 「越後湯沢交流事業推進協議会」

【活動概要】

- ・遊休農地の集積および園芸作物等の生産・加工・販売
 - ・収穫体験エリアの管理(畝作り・植付・栽培管理等)
 - ・収穫体験参加者の対応(予約受付・案内・精算等)
 - ・町内宿泊施設や観光施設との連携によるイベントやツアー受入のサポート
- (例:「ぬか釜出張隊」等による都市部での地域PR活動)

【求める人物像】

- ・地域の農業やグリーンツーリズムの課題を解決する意欲があり、将来的に地域のキーパーソンとして活躍できる方。
- ・園芸作物に興味・関心があり、積極的に知識や技術を学べる方
- ・誰にでも明るく挨拶でき、真面目に現場で取り組める方

【募集人数】

1名

【受入先】

越後湯沢交流事業推進協議会 (湯沢町大字神立348番地1)

【受入日】

令和5年5月1日頃(以降随時募集・着任)

※移住の都合や住居の確保の状況等で前後する場合あり

(3) 「越後神立協定」

【活動概要】

- ・地域の耕作放棄地や遊休農地の開拓・集積および農作物の生産等
- ・主に神立地域での農業振興、地域生産者の支援および自身の研修
- ・ブランド米である南魚沼産コシヒカリの生産・販売および補助

【求める人物像】

- ・高齢化や担い手不足といった地域課題を理解し、その解決に向け主体的に活動を行える方
- ・農業に興味・関心があり、積極的に知識や技術を学べる方
- ・誰にでも明るく挨拶でき、真面目に現場で取り組める方

【募集人数】

2名

【受入先】

越後神立協定 (湯沢町大字神立4121-1内)

【受入日】

令和5年5月1日(以降随時募集・着任)

※移住の都合や住居の確保の状況等で前後する場合あり

2. 募集対象

募集対象は、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。)から湯沢町内へ住民票を異動できる方。ただし、採用決定前に町内に定住又は定着している方(既に住民票の異動が行われている方等をいう。)を除く。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 20歳以上概ね40歳以下で、心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができる方
- (4) 受入先等における協力隊の地域活動に深い理解及び熱意を有する方
- (5) 地域行事などに積極的に参加できる方
- (6) 町内に定住する意欲がある方
- (7) 普通自動車運転免許を有する方
- (8) パソコンの一般的な操作(メールの送受信、ワード、エクセル)ができる方

3. 委嘱形態・期間等

- (1) 委嘱形態：業務委託契約
※個人請負契約であり雇用緩解なし
- (2) 契約期間：年度単位での契約(最長3年間まで)
※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、委託期間中であっても、その契約を解くことができます。

4. 委託料及び活動経費等

- (1) 委託料の額は、月額200,000円とする(賞与、手当は支給しません)
- (2) 隊員の住居(活動拠点)借上費、活動車両費、活動車両燃料費、傷害保険料、出張旅費、消耗品、事務機器及び携帯電話等の地域活動に必要な経費については隊員ごとに協議の上、予算の範囲内において委託料とは別に町が負担する。
- (3) 業務委託契約のため健康保険及び年金保険料等は隊員の自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (4) 住居は町が提供(町が貸借し、費用負担)する活動地域内の住宅に居住していただきます。(ただし、本町までの交通費及び引越し費用、建物火災保険、生活備品、光熱水費、町内会費、その他経費は本人負担となります)

5. 応募手続き

- (1) 受付期間
令和5年2月15日(水)まで(以降随時募集)
- (2) 提出書類
 - ①応募用紙(指定用紙：様式第1号)
※町ホームページからダウンロードしてください。
 - ②レポート 題名「湯沢町の農業に活かしたい私の能力や魅力」

※1000字程度で作成してください。(A4で書式自由、パソコン可)

③履歴書

④住民票抄本

*提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 申込み・問い合わせ先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町役場環境農林課(担当: 笛田) 電話: 025-788-0291

メール: kankyounourin@town.yuzawa.lg.jp

6. 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象とした、行政及び受入先関係者等による面接により、採用を決定します。

会場: 湯沢町役場

(原則対面での面接を想定していますが、社会情勢等によりリモートで実施する場合があります)

第2次選考の可否の結果は、第2次選考終了後、1週間程度で文書により通知します。採用決定後、受入先団体の代表者との面談・住居の確認等を経て着任となります。

※提出書類の郵送料、面接に要する交通費、宿泊費など本応募に要する全て経費は応募者の負担となります。